

難民等認定手続案内 難民等認定手続指南

【第 6 版】

【第六版】

2024 年 12 月

2024 年 12 月

出入国在留管理庁

出入國在留管理廳

はじめに 前言

難民認定手続案内（第 1 版）は、我が国の難民の地位に関する条約等への加入に伴い、難民認定手続を整備するため、1981 年に一部改正された出入国管理及び難民認定法を基に編集したものです。

難民認定手続指南（第一版）は伴隨我國加入難民地位相關條約等，為整備難民認定手続而根據於 1981 年部分改訂後之《出入國管理及難民認定法》所編輯而成。

その後、2004 年 6 月 2 日に公布された、仮滞在許可制度及び難民審査参与員制度の創設を内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の内容を基に、加筆・修正を加えて第 2 版を発行、一時庇護手続について記載した第 3 版を発行、2009 年 7 月 15 日に公布された、新たな在留管理制度の導入を内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の内容を基に加筆・修正を加えた第 4 版を発行、2016 年 4 月 1 日に施行された、不服申立ての手続を審査請求に一元化することなどを内容とする行政不服審査法の全部改正を受けて第 5 版を発行してまいりました。

其後、根據於 2004 年 6 月 2 日公布，內容涵蓋設立臨時滯留許可制度及難民審査參與員制度之《出入國管理及難民認定法部分改訂法》，經增補與修正後發行第二版；發行載有臨時庇護手續內容的第三版；根據於 2009 年 7 月 15 日公布，內容涵蓋引進在留管理新制之《出入國管理及難民認定法部分改訂法》，經增補與修正後發行第四版；因應於 2016 年 4 月 1 日施行，內容涵蓋將不服申訴手續整合併入請求審查之《行政不服審査法》的全面改訂，發行第五版。

今般、2018 年 12 月 14 日に公布された、出入国在留管理庁の設置等を内容とする、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」及び 2023 年 6 月 16 日に公布された、補完的保護対象者認定制度の創設等を内容とする、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律」の内容を基に加筆・修正を加えた第 6 版を発行するものです。

此次是根據於 2018 年 12 月 14 日公布，內容涵蓋設置出入國在留管理廳等之《出入國管理及難民認定法及法務省設置法部分改訂法》，以及於 2023 年 6 月 16 日公布，內容涵蓋設立補全性保護對象者認定制度等之《出入國管理及難民認定法及基於與日本國的和平條約而喪失日本國籍者等的出入國管理特例法部分改訂法》，經增補與修正後所發行的第六版。

2024 年 12 月

2024 年 12 月

出入国在留管理庁
出入國在留管理廳

目次

目次

第 1	日本の難民認定制度及び補完的保護対象者認定制度の概要	1
第 1	日本的難民認定指度及補全性保護対象者認定制度的概要	1
第 2	難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた外国人が 享受できる利益	3
第 2	取得難民認定或補全性保護対象者認定之外國人可享受的權益	3
1	永住許可要件の一部緩和	3
1	永住許可要件的部分放寬	3
2	難民旅行証明書の交付（難民の認定を受けた外国人に限ります。）	3
2	難民旅行證明書核發（僅限取得難民認定的外國人）。	3
第 3	難民等認定手続	5
第 3	難民等認定手續	5
1	申請手続	5
1	申請手續	5
(1)	申請期間	5
(1)	申請期間	5
(2)	申請窓口	5
(2)	申請窗口	5
(3)	申請に必要な書類	5
(3)	申請所需文件	5
(4)	難民又は補完的保護対象者であることの立証	8
(4)	證明為難民或補全性保護対象者的事實	8
2	仮滞在の許可	8
2	臨時滯留許可	8
(1)	仮滞在許可による滞在	8
(1)	臨時滯留許可下的滯留	8
(2)	仮滞在許可書	9
(2)	臨時滯留許可書	9
(3)	仮滞在期間及び同期間の延長	9
(3)	臨時滯留期間及該期間的延長	9
(4)	仮滞在許可の条件	9
(4)	臨時滯留許可的條件	9
(5)	報酬を受ける活動の許可	9
(5)	從事有酬性活動的許可	9
(6)	仮滞在の許可の取消し	11
(6)	臨時滯留許可的取消	11

3	難民認定証明書等の交付	11
3	難民認定証明書等の核發	11
4	在留資格に係る許可	12
4	在留資格相關許可	12
第 4	審査請求.....	13
第 4	請求審査.....	13
1	審査請求手続	13
1	請求審査手続	13
(1)	審査請求人.....	13
(1)	請求審査人.....	13
(2)	審査請求ができる期間.....	13
(2)	可請求審査的期間.....	13
(3)	審査請求の窓口	13
(3)	請求審査窓口.....	13
(4)	審査請求に必要な書類.....	13
(4)	請求審査所需文件.....	13
2	難民審査参与員	14
2	難民審査參與員	14
3	法務大臣の裁決	14
3	法務大臣的裁決	14
第 5	難民旅行証明書.....	15
第 5	難民旅行證明書.....	15
1	申請窓口	15
1	申請窗口	15
2	申請に必要な書類	15
2	申請所需文件	15
(1)	提出書類.....	15
(1)	提交文件.....	15
(2)	提示書類.....	16
(2)	出示文件.....	16
3	難民旅行証明書の有効期間	16
3	難民旅行證明書的有效期限	16
4	手数料.....	17
4	手續費	17
第 6	一時庇護のための上陸許可	18
第 6	為臨時庇護的入境許可	18
1	申請	18

1	申請.....	18
(1)	対象者.....	18
(1)	適用対象.....	18
(2)	申請方法.....	18
(2)	申請方法.....	18
2	申請に必要な書類.....	18
2	申請所需文件.....	18
(1)	提出書類.....	18
(1)	提交文件.....	18
(2)	提示書類.....	19
(2)	出示文件.....	19
3	一時庇護許可書の交付.....	19
3	臨時庇護許可書の核發.....	19
付録	難民認定手続・補完的保護対象者認定手続図解.....	20
附録	難民認定手続、補全性保護対象者認定手続圖解.....	20

第 1 日本の難民認定制度及び補完的保護対象者認定制度の概要

第 1 日本の難民認定制度及び補完的保護対象者認定制度の概要

難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）及び難民の地位に関する議定書（以下「議定書」という。）が 1982 年に我が国について発効したことに伴い、難民条約及び議定書の諸規定を国内で実施するため、難民認定制度が整備されました。この制度では、難民である外国人は、難民認定申請を行い、法務大臣から難民であるとの認定を受けることができ、また、難民条約に規定する難民としての保護を受けることができます。

伴隨難民地位相關條約（以下稱「難民條約」）及難民地位相關議定書（以下稱「議定書」）於 1982 年對我國生效，為了在國內實施難民條約及議定書的各項規定，因此整頓了難民認定制度。在這項制度中，作為難民的外國人可以提出難民認定申請，取得法務大臣的難民認定後，得以作為難民條約所規定的難民接受保護。

本案内でいう「難民」とは、難民条約第 1 条又は議定書第 1 条の規定により定義される難民を意味し、それは、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者とされています。

本指南中所稱的「難民」，係指依據難民條約第 1 條或議定書第 1 條規定所定義的難民，即因種族、宗教、國籍、所屬之特定社會團體或政治意見為由恐受迫害，對其懷有充分合理的恐懼而身處國籍國之外，且無法或不願接受其國籍國保護者。

難民認定手続とは、外国人がこの難民の地位に該当するかどうかを審査し決定する手続です。

難民認定手続係指，審查並決定外國人是否符合此難民地位的手續。

一方で、近年、紛争避難民のように、難民条約上の難民には該当しないものの、難民と同様に保護を必要とする外国人が増加していることを受け、2023 年 12 月 1 日、補完的保護対象者認定制度が開始されました。この制度では、本邦にある外国人は、難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請を行い、法務大臣から補完的保護対象者であるとの認定を受けることができます（難民認定申請をした外国人について、難民の認定をしない処分がされる場合に、当該外国人が補完的保護対象者に該当すると認められるときは、補完的保護対象者として認定されます。）。

另一方面，近年來，儘管不符合難民條約所定義的難民，如：糾紛避難民，但與難民同樣需要保護的外國人不斷增加，為因應此情況，自 2023 年 12 月 1 日起正式啟用補全性保護對象者認定制度。在此制度下，於日本境內的外國人可以提出難民認定申請或補全性保護對象者認定申請，取得法務大臣的補全性保護對象者認定。（對於已提出難民認定申請的外國人，如被處以不予認定為難民之處分時，若判定符合補全性保護對象者的條件，則會認定為補全性保護對象者。）

本案内でいう「補完的保護対象者」とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民条約上の要件のうち、「迫害を受けるおそれがある理由が、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること」以外の要件を満たす者とされています。

本指南中所稱的「補全性保護對象者」係指，不屬於難民條約所定義的難民，在難民條約的要件中，滿足「恐受迫害之由為種族、宗教、國籍、所屬之特定社會團體或政治意見」之外的要件者。

なお、本案内において、難民と補完的保護対象者を合わせて「難民等」といい、難民認定手続と補完的保護対象者認定手続を合わせて「難民等認定手続」といいます。

另，本指南中將難民與補全性保護對象者統稱為「難民等」，並將「難民認定手続」與「補全性保護對象者認定手続」統稱為「難民等認定手続」。

第 2 難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた外国人が 享受できる利益

第 2 取得難民認定或補全性保護対象者認定之外國人可享受的權益

難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた外国人は、次のような利益を受けることができます。

取得難民認定或補全性保護対象者認定之外國人，可享受以下權益。

- 1 永住許可要件の一部緩和
- 1 永住許可要件的部分放寬

日本に在留する外国人が永住許可を受けるためには、
居日外國人若要取得永住許可，必須滿足

- ① 素行が善良であること
品行端正
- ② 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること
具備足以獨立維持生計的資產或技能

の 2 つの要件を満たし、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認められなければならないとされています。

這兩項要件，且其永住須經判定符合日本國的利益。

しかし、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けて在留する外国人は、このうち②の要件を満たさない場合であっても、法務大臣の裁量により永住許可を受けることができます。

然而，取得難民認定或補全性保護対象者認定居留的外國人，即使不符合其中②的要件，亦可經法務大臣裁量取得永住許可。

- 2 難民旅行証明書の交付（難民の認定を受けた外国人に限ります。）
- 2 難民旅行證明書核發（僅限取得難民認定的外國人）。

難民の認定を受けた外国人が外国に旅行しようとするときは、難民旅行証明書の交付を受けることができます。難民旅行証明書を所持する外国人は、その証明書に記載されている有効期間内であれば、原則として何度でも日本から出国し、日本に再入国することができます（申請手続等については、本案内第 5 を参照。）。

取得難民認定的外國人若欲前往其他國家旅行時，可以申請核發難民旅行證明書。持有難民旅行證明書的外國人，在該證明書所載的有效期限內，原則上可不限次數從日本出境，並再次入境日本（關於申請手續等請參閱本指南第 5）。

なお、補完的保護対象者の認定を受けた外国人が外国に旅行しようとするときは、難民旅行証明書の交付は受けられないものの、再入国許可書の交付を受けることができます。

另，取得補全性保護對象者認定的外國人若欲前往其他國家旅行時，雖無法申請核發難民旅行證明書，但可以申請核發再次入境許可書。

第 3 難民等認定手続

第 3 難民等認定手続

1 申請手続

1 申請手続

(1) 申請期間

(1) 申請期間

難民等認定申請の期間について制限する規定はありません。

關於難民等認定申請的期間無規定限制。

(2) 申請窓口

(2) 申請窓口

難民等認定申請は、申請者の住居地（住居地がないときは宿泊先等の所在地。以下「住居地等」といいます。）を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所で行うことができます。

難民等認定申請可以在申請人居住地（若無居住地，則為住宿地等所在地，以下稱「住居地等」）所轄的地方出入國在留管理局、分局及辦事處辦理。

申請は、申請者本人が自ら出頭して行ってください。ただし、申請者が 16 歳未満である場合や病気その他の理由により自ら出頭できない場合は、父母、配偶者、子又は親族がその者に代わって申請を行うことができます。

申請須由申請人本人親自到場辦理。但若申請人未滿 16 歲或因病等原因無法親自到場時，其父母、配偶、子女或親屬可代為申請。

地方出入国在留管理局・支局における窓口については、本案内の最終ページを参照してください。

關於地方出入國在留管理局、分局的窗口，請參閱本指南的最後一頁。

(3) 申請に必要な書類

(3) 申請所需文件

申請には、次の書類が必要です。なお、怪我や身体の障害などの特段の事情があるため難民・補完的保護対象者認定申請書の記載ができない外国人は、申請書に代えて申請書に記載すべき事項を入国審査官又は難民調査官に陳述してもよいことになっています。

申請時必須準備以下文件。另，因傷或身體障礙等特殊情況而無法填寫難民、補全性保護對象者認定申請書的外國人，可以向入國審査官或難民調查官直接陳述申請書上所應記載的事項來取代。

① 提出書類

提交文件

ア 難民・補完的保護対象者認定申請書（入管庁のホームページに掲載されているほか、窓口でも配布しています。） 1 通

難民・補全性保護対象者認定申請書（除登載於入管廳網頁上，窗口亦有發放。） 1 份

※過去に難民等の認定をしない処分を受けたことがある外国人は再申請用の申請書を提出する必要がありますので、御留意ください。

※過去曾被處以不予認定為難民等之處分的外國人，須提交重新申請用的申請書，請多加留意。

イ 申請者が難民又は補完的保護対象者であることを証明する資料（難民又は補完的保護対象者であることを主張する陳述書を含む。） 1 通

證明申請人為難民或補全性保護對象者的資料（包含聲明為難民或補全性保護對象者的陳述書。） 1 份

ウ 写真（以下の要件を満たし、裏面に氏名が記載されているもの。） 1 葉

照片（滿足以下要件，背面記名。） 1 張

（ただし、在留資格未取得外国人については、2 葉）

（但尚未取得在留資格的外國人須提交 2 張）

【要件】

【要件】

（ア）申請者本人のみが撮影されたものであること

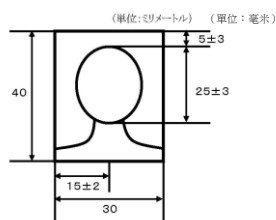
僅申請人本人入鏡

（イ）写真の寸法

照片尺寸

縁を除いた部分の寸法が、下記の寸法を満たしたものであること（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）からあご先まで）

不含邊緣部分必須滿足下列尺寸要求（臉部尺寸是自頭頂（包含頭髮）至下顎的長度）



- (ウ) 無帽で正面を向いたものであること(宗教上又は医療上の理由により本要件を満たす写真を提出することができない特段の事情がある場合、当該事情に係る陳述書(任意様式)を提出してください。)

脱帽、面朝正面(若因宗教或醫療等特殊原因無法提供滿足本要件的照片時,請提交關於該原因的陳述書(格式自訂)。)

- (エ) 背景(影を含む。)がないものであること

無背景(包含陰影)

- (オ) 鮮明であること(写真の焦点が合っているもの、しみ、汚れ、穴等がなく、顔写真に影がないもの、衣服や頭髮等により目、鼻、口等が隠れていないもの、背景がないもの等。出入国在留管理庁ホームページに掲載している申請用写真の見本・事例集を参照してください。)

清晰(照片必須清晰對焦,無斑點、污漬、孔洞等,臉部照片不得有陰影,衣物或頭髮等不得遮蓋到眼睛、鼻子、嘴巴等,無背景等。請參閱出入國在留管理廳網頁上登載的申請用照片範例、案例集。)

- (カ) 提出の日前6か月以内に撮影されたものであること(入院中のため写真を撮影することができないなど、6か月以内に撮影した写真を提出できないことについてやむを得ない理由がある場合には、可能な限り新しい写真を提出してください。)

提交日前6個月內拍攝(若有不得已的理由無法提交最近6個月內的照片時,如:因住院無法拍攝照片等,請盡可能提交最新的照片。)

- エ 旅券又は在留資格証明書を提示できない者にあつては、その理由を記載した書類 1通
無法出示護照或在留資格證明書者,須提交載明理由的文件 1份

② 提示書類

出示文件

- ア 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード

中長期在留者須出示護照及在留卡

- イ 特別永住者にあつては、旅券及び特別永住者証明書

特別永住者須出示護照及特別永住者證明書。

- ウ 中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

中長期在留者及特別永住者以外者,須出示護照或在留資格證明書

(監理措置中の者にあつては、監理措置決定通知書)

(處於監理措施中者,須提交監理措施決定通知書)

(仮放免中の者にあつては、仮放免許可書)

(假釋中者,須提交假釋許可書)

エ 仮上陸の許可、船舶観光上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けている者にあつては、当該許可書取得臨時入境許可、船舶観光入境許可、船員入境許可、緊急入境許可、因遇難取得入境許可或為臨時庇護取得入境許可者、須提交該許可書。

(4) 難民又は補完的保護対象者であることの立証

(4) 證明為難民或補全性保護對象者的事實

難民等の認定は、申請者から提出された資料や申請者の供述等に基づいて行われます。したがって、申請者は、難民等であることについて自ら立証することが求められます。なお、資料（陳述書を含む。）が外国語で作成されているときは、その資料の訳文を添付してください。

難民等の認定は根據申請人所提交的資料及其供述等來判定。因此，申請人須自行證明自身為難民等的事實。另，若資料（包含陳述書）是以外語撰寫，請隨附該資料的譯本。

申請者の提出した資料のみでは十分な立証が得られない場合には、難民調査官が公務所等に照会するなどして、申請者の申し立てる事実の有無について調査し、難民等の認定が適正に行われるように努めます。

若申請人所提交的資料不足以充分證明其事實，難民調査官將會向公家機關等進行查證等，以調查申請人所陳述的事實是否存在，並致力確保適切進行難民等的認定。

2 仮滞在の許可

2 臨時滞留許可

不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民等認定申請があつたときは、その者の法的地位の安定を図るため、当該外国人が本邦に上陸した日（本邦にある間に難民等となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から 6 か月以内に難民等認定申請を行ったものであること、迫害を受けるおそれのあつた領域から直接本邦に入ったものであることなどの一定の要件を満たす場合には、仮に本邦に滞在することを許可し、その間は退去強制手続が停止されます。

當非法滯留者等尚未取得在留資格的外國人提出難民等認定申請時，為了確保該外國人法定地位的穩定，若該外國人在入境日本之日（在日本境內發生成為難民等之事由的外國人，則以知曉該事實之日為準）的 6 個月內提出難民等認定申請，並且符合一定的要件時，如；從恐受迫害的地區直接入境日本等，則許可其臨時滯留於日本境內，且滯留期間內停止強制遣返手續。

なお、仮滞在許可の判断は、難民等認定申請者から提出のあつた難民・補完的保護対象者認定申請書等の書類により行いますので、別途、仮滞在許可のための申請は必要ありません。

另，臨時滯留許可將根據難民等認定申請人所提交的難民、補全性保護對象者認定申請書等文件進行判定，因此不需要另申請臨時滯留許可。

(1) 仮滞在許可による滞在

(1) 臨時滞留許可下の滞留

仮滞在許可を受けると一時的に退去強制手続が停止され、仮滞在期間の経過等により当該許可が終了するまでの間は、適法に本邦に滞在することができます。

取得臨時滯留許可後，強制遣返手續將暫停，在該許可因臨時滯留期間到期等理由屆滿為止的期間，可以合法滯留於日本境內。

(2) 仮滞在許可書

(2) 臨時滯留許可書

法務大臣が仮滞在の許可をした外国人には、仮滞在許可書が交付されます。

法務大臣批准臨時滯留許可的外國人，將獲發臨時滯留許可書。

許可を受けている間は、この許可書を常に携帯する必要があります。

許可期間内必須隨時攜帶此許可書。

(3) 仮滞在期間及び同期間の延長

(3) 臨時滯留期間及該期間的延長

仮滞在期間は、原則として6月です。

臨時滯留期間原則上為6個月。

仮滞在期間の更新申請は、許可期限の10日前から、申請者の住居地等を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所で受け付けています。また、申請書は、入管庁のホームページに掲載されているほか、各地方出入国在留管理局、支局及び出張所の窓口で配布しています。

自許可期限的10天前起，在申請人居住地等所轄的地方出入國在留管理局、分局及辦事處受理臨時滯留期間的更新申請。此外，申請書除登載於入管廳網頁上，以及各地方出入國在留管理局、分局及辦事處窗口亦有發放。

地方出入国在留管理局・支局における窓口については、本案内の最終ページを参照してください。

關於地方出入國在留管理局、分局的窗口，請參閱本指南的最後一頁。

(4) 仮滞在許可の条件

(4) 臨時滯留許可的條件

仮滞在許可を受けた者は、住居や行動範囲が制限されるほか、難民調査官から出頭の要請があった場合には、指定された日時、場所に出頭して、難民等認定手続へ協力する義務が課されるなど、種々の条件が付されます。

取得臨時滯留許可者，除居住與行動範圍受限外，亦會附加各種條件，如：若難民調查官要求出面時，有義務於指定的日期時間與地點出席，協助難民等認定手續等。

(5) 報酬を受ける活動の許可

(5) 從事有酬性活動的許可

仮滞在の許可を受けた者が生計を維持するために必要な範囲で行う報酬を受ける活動について、相当と認められるときには許可される場合があります。

針對取得臨時滯留許可者在維持生計的必要範圍內所從事的有酬性活動，經判定合理的情況下可能獲准。

① 申請期間

申請期間

仮滞在許可を受けた日から当該許可の満了日までの間

取得臨時滯留許可之日起，至該許可屆滿日為止的期間

② 申請窓口

申請窓口

申請者の住居地等を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所で行うことができます。

可在申請人居住地所轄的地方出入國在留管理局、分局及辦事處辦理。

③ 申請に必要な書類

申請所需文件

ア 報酬を受ける活動許可申請書（入管庁のホームページに掲載されているほか、窓口でも配布しています。） 1 通

有酬性活動許可申請書（除登載於入管廳網頁上，窗口亦有發放） 1 份

イ 労働基準法第 15 条第 1 項及び同法施行規則第 5 条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書

根據勞動基準法第 15 條第 1 項及其施行規則第 5 條，交付予勞動者，用以明示勞動條件的文書

ウ 就業予定機関について、本邦内に本店又は事業所等があることを疎明する資料（パンフレット、登記事項証明書など）

針對預定就業機構，須提出證明其在本國內設有總公司或營業所等的資料（簡介、登記事項證明書等）。

エ 就業予定機関の直近 3 ヶ月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の写し

預定就業機構最近 3 個月的薪資所得、退休所得等的所得稅扣繳總額計算書影本

オ 申請者の収入又は資産を疎明する資料

證明申請人之收入或資產的資料

カ 同居者等の収入又は資産を疎明する資料（申請者と生計を一にする同居者等がいる場合）

證明同居者等之收入或資產的資料（若申請人有同一家計的同居者等時）

キ 住居の賃貸借契約書の写し（賃貸借契約を締結している場合）

住宅的租賃契約書影本（若有簽訂租賃契約時）

- ク 各種団体や個人からの金銭援助を受けていること及び援助の内容を疎明する資料（各種団体や個人からの金銭援助を受けている場合）

證明從各種團體或個人獲得金錢援助及援助內容的資料（若有從各種團體或個人獲得金錢援助時）。

- ケ 写真（写真の規格については、前記 1(3) の写真の要件を参照してください。）

照片（照片規格請參閱前述 1(3) 中的照片要求。）

④ 報酬を受ける活動の状況に関する届出

關於有酬性活動狀況的申報

報酬を受ける活動の許可を受けた者は、報酬を受ける活動の許可を受けた日又は直近の届出の日から6月を超えない範囲で、住居地等を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所に出頭し、「報酬を受ける活動の状況に関する届出書」（入管庁ホームページに掲載されているほか、窓口でも配布しています。）を提出しなければなりません。

取得有酬性活動許可者、必須在取得許可之日或最近一次申報之日起6個月內，親自前往居住地等所轄的地方出入國在留管理局、支局及辦事處，提交「關於有酬性活動狀況的申報書」（除登載於入管廳網頁上，窗口亦有發放）。

- (6) 仮滞在の許可の取消し

(6) 臨時滞留許可的取消

仮滞在の許可を受けた者がその付された条件に違反した場合、許可なく報酬を受ける活動を行った場合、不正に難民等認定を受ける目的で偽変造された資料を提出した場合、虚偽の陳述をした場合等には仮滞在の許可が取り消されることがあります。

若取得臨時滞留許可者違反附加的條件、未經許可進行有酬性活動、提交偽造或變造的資料以不當取得難民等認定、或進行虛偽陳述等時，臨時滞留許可將可能遭取消。

3 難民認定証明書等の交付

3 難民認定証明書等の核發

法務大臣が難民であると認定した外国人には、難民認定証明書が交付され、補完的保護対象者であると認定した外国人には、補完的保護対象者認定証明書が交付されます。

法務大臣認定為難民的外國人，將獲發難民認定證明書，而被認定為補全性保護對象者的外國人，則會獲發補全性保護對象者認定證明書。

難民認定申請を行った者が難民として認定されなかった場合でも、補完的保護対象者として認定された場合には、補完的保護対象者認定証明書が交付されます。

即使提出難民認定申請者未能取得難民認定，但只要取得補全性保護對象者認定，仍會獲發補全性保護對象者認定證明書。

難民等としての各種の保護措置を受ける際に、難民等であることの証明を求められた場合には、これらの証明書を提示してください。

在接受作為難民等的各種保護措施時，若被要求出示難民等的證明，請出示前述的證明書。

4 在留資格に係る許可

4 在留資格相關許可

難民等として認定された外国人が在留資格未取得外国人であるときは、一定の退去強制事由に該当せず、かつ、一定の刑罰法令違反により懲役等に処されたことがないときなど、一定の要件を満たした場合には、定住者の在留資格が一律に付与されます。

當取得難民等認定的外國人尚未取得在留資格時，在其不符合特定的強制遣返事由，且未曾因違反特定刑事法律而被判處徒刑等的情形下，若滿足一定要件，將一律賦予定住者的在留資格。

これにより、3月を超える在留期間となった外国人には在留カードが交付されます。

藉此，在留期間超過3個月的外國人可獲發在留卡。

第 4 審查請求

第 4 請求審查

1 審查請求手續

1 請求審查手續

(1) 審查請求人

(1) 請求審查人

難民等認定申請をしたものの認定されなかった外国人や難民等の認定を取り消された外国人は、法務大臣に対し、審査請求をすることができます。

提出難民等認定申請但未能取得認定的外國人，或被取消難民等認定的外國人，得向法務大臣提出審查之請求。

(2) 審査請求ができる期間

(2) 可請求審查的期間

審査請求期間は、難民等の認定をしない旨の通知又は難民等の認定を取り消した旨の通知を受けた日から 7 日以内となっています。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、7 日経過後であっても審査請求をすることができます。

請求審査期間為自收到不予認定為難民等的通知，或收到被取消難民等認定的通知之日起 7 日內。但若因天災或其他不可抗力之事由，亦可於 7 日後請求審查。

(3) 審査請求の窓口

(3) 請求審査窓口

審査請求は、難民等認定申請の場合と同様、審査請求人の住居地等を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所で行うことができます。

請求審査同於難民等認定申請，可在請求審查人居住地所轄的地方出入國在留管理局、分局及辦事處辦理。

なお、代理人による審査請求が認められるほか、必要書類を郵送して審査請求をすることもできます。地方出入国在留管理局・支局における審査請求窓口については、本案内の最終ページを参照してください。

另，允許由代理人請求審查，亦得透過郵寄必要文件來請求審查。關於地方出入國在留管理局、分局的請求審查窓口，請參閱本指南的最後一頁。

(4) 審査請求に必要な書類

(4) 請求審査所需文件

次の書類を提出してください。

請提交以下文件。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ① 審査請求書（窓口に備え付けてあります。） | 1 通 |
| 請求審査書（窓口有發放。） | 1 份 |
| ② 審査請求の理由を立証する資料（陳述書でも差し支えありません。） | 1 通 |
| 證明請求審査之理由的資料（陳述書亦可。） | 1 份 |

2 難民審査参与員

2 難民審査參與員

難民審査参与員は、人格が高潔であつて、審査請求に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから任命されています。また、難民審査参与員を「審理員」とみなして行政不服審査法が適用され、難民審査参与員は審理を主宰し法務大臣に意見を述べることでなっています。なお、法務大臣は、審査請求の裁決に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないこととされています。

難民審査參與員由具有高尚人格、能夠公正地做出審查請求相關判斷，並且擁有法律或國際情勢相關學識經驗的人士當中選任。此外，難民審査參與員被視為「審理員」，因此適用於行政不服審查法。難民審査參與員負責主導審理過程並向法務大臣提出意見。另，法務大臣針對請求審查做裁決時，必須聽取難民審査參與員的意見。

3 法務大臣の裁決

3 法務大臣的裁決

法務大臣が、審査請求には理由がある旨の裁決をし、難民又は補完的保護対象者と認定された外国人には、それぞれ難民認定証又は難民定証明書又は補完的保護対象者認定証明書が交付されます。

法務大臣若裁定請求審查理由合理，則被認定為難民或補全性保護對象者的外國人，將分別獲發難民認定證明書或補全性保護對象者認定證明書。

難民等として認められた外国人が在留資格未取得外国人であるときは、一定の退去強制事由に該当せず、かつ、一定の刑罰法令違反により懲役等に処されたことがないときなど、一定の要件を満たした場合には、定住者の在留資格が付与されます。

當被認定為難民等的外國人尚未取得在留資格時，在其不符合特定的強制遣返事由，且未曾因違反特定刑事法律而被判處徒刑等的情形下，若滿足一定要件，將賦予定住者的在留資格。

これにより、3月を超える在留期間となった外国人には在留カードが交付されます。

藉此，在留期間超過3個月的外國人可獲發在留卡。

第 5 難民旅行証明書

第 5 難民旅行証明書

難民の認定を受けて在留している外国人が日本から出国しようとするときは、法務大臣から難民旅行証明書の交付を受けることができます。

取得難民認定居留的外國人若欲從日本出境時，可以向法務大臣申請核發難民旅行證明書。

1 申請窓口

1 申請窓口

難民旅行証明書の交付申請の窓口は、難民認定申請の窓口（第 3 の 1 の（2）参照。）と同じです。申請は本人出頭が原則ですが、申請者が 16 歳未満の場合や病気その他の理由により自ら出頭することができない場合は、父母、配偶者、子又は親族がその者に代わって申請を行うことができます。この場合において、代理申請者は、旅券、在留カード等、出生証明書、住民票の写し等代理資格を疎明する資料を提示してください。

難民旅行證的核發申請窗口同於難民認定申請窗口（請參閱第 3 之 1 之（2））。申請原則上須由本人親自到場辦理，若申請人未滿 16 歲或因病等原因無法親自到場時，其父母、配偶、子女或親屬可代為申請。代辦申請時，代理申請人請出示護照、在留卡等、出生證明書、住民票影本等證明代理資格的資料。

2 申請に必要な書類

2 申請所需文件

(1) 提出書類

(1) 提交文件

- ア 難民旅行証明書交付申請書（入管庁ホームページに掲載されているほか、窓口でも配布しています。） 1 通
- 難民旅行証明書核發申請書（除登載於入管廳網頁上，窗口亦有發放。） 1 份
- イ 写真（提出の日前 6 か月以内に撮影された 4.5 cm × 3.5 cm の無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名及び生年月日が記載されているもの。） 2 葉
- 照片（提交日前 6 個月內拍攝，4.5cm×3.5cm 脫帽、正面上半身照片，背面記名與出生年月日。） 2 張
- ウ 難民旅行証明書（既に交付を受けている場合）
- 難民旅行證明書（已取得時）
- エ 難民旅行証明書の交付を受けている者が同証明書を提出できない場合にあっては、その理由を記載した書類 1 通
- 已取得難民旅行證明書者無法提交該證明時，須提交載明理由的文件 1 份

オ 旅券又は在留資格証明書を提示できない者にあつては、その理由を記載した書類 1 通
無法出示護照或在留資格證明書者，須提交載明理由的文件 1 份

(2) 提示書類

(2) 出示文件

ア 難民認定証明書

難民認定証明書

イ 中長期在留者にあつては、旅券（日本国政府の発行した難民旅行証明書を除く。）及び在留カード

中長期在留者須出示護照（日本國政府發行的難民旅行證明書除外。）及在留卡

ウ 特別永住者にあつては、旅券及び特別永住者証明書

特別永住者須出示護照及特別永住者證明書

エ 中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

中長期在留者及特別永住者以外者，須出示護照或在留資格證明書

(注) 代理申請の場合であっても、申請者本人の在留カードや旅券などの提示が必要になります。代理人が在留カードや旅券などを預かっている間、代理人はこれらの写しを作成し、適宜、代理人の氏名及び代理人による手続中である旨を記載の上、申請者にこれらの写しを携帯させるようにしてください。

(注) 即使為代理申請，也須出示申請人本人的在留卡或護照等。代理人在在留卡或護照等正本的保管期間，應製作影本並適當記載代理人的姓名，以及正由代理人辦理手續中之旨，並將影本交由申請人隨身攜帶。

3 難民旅行証明書の有効期間

3 難民旅行證明書的有效期限

難民旅行証明書の有効期間は、難民旅行証明書の発行の日から 5 年です。有効期間中は、原則として何度でも日本から出国し、日本に再入国することができます。ただし、日本での在留期間の残りが 5 年未満の場合等で、難民旅行証明書の有効期間とは別に「日本に入国できる期限」が定められているときは、その期限までに日本に再入国しなければなりません。日本に再入国できる期限は、難民旅行証明書の 3 ページに記載されていますので、必ずこれを確認し、難民旅行証明書の有効期間と混同することのないように注意してください。

難民旅行證明書的有效期限為自發行之日起 5 年。有效期限內，原則上可不限次數從日本出境，並再次入境日本。但當在日本剩餘的在留期間不滿 5 年等情況下，另定有不同於難民旅行證明書有效期限的「再次入境日本期限」時，則必須於此期限內再次入境日本。再次入境日本的期限記載於難民旅行證明書的第 3 頁，請務必加以確認，並注意勿與難民旅行證明書的有效期限混淆。

4 手数料

4 手續費

難民旅行証明書の交付を受ける際には、所要の額を納付しなければなりません。また、外国で難民旅行証明書の有効期間の延長手続を行う場合にも、所要の手数料をその国の通貨で納付しなければなりません。

領取難民旅行證明書時，必須繳納所需費用。此外，若需在國外辦理難民旅行證明書有效期限的延長手續時，也必須以當地貨幣繳納所需手續費。

第 6 一時庇護のための上陸許可

第 6 為臨時庇護的入境許可

一時庇護のための上陸許可は、船舶等に乗っている外国人が難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により、難民に該当する可能性がある場合、又は船舶等に乗っている外国人が補完的保護対象者に該当する可能性がある場合であって、その外国人を一時的に上陸させることが相当であると思料するときに、入国審査官が許可するもので、これは、「国が取り急ぎ保護する（領土的庇護）」ための緊急措置として与えられるものです。

為臨時庇護的入境許可は針對搭乘船舶等的外國人，若因難民條約所規定的理由或其他類似理由，有可能被認定為難民，或有可能被認定為補全性保護對象者，且判斷有必要讓該外國人暫時入境時，由入國審査官進行許可的措施。此為為了「國家先行保護（領土性庇護）」所採取的緊急措施。

1 申請

1 申請

(1) 対象者

(1) 適用對象

船舶又は航空機に乗っている外国人

搭乘船舶或飛機的外國人

(2) 申請方法

(2) 申請方法

到着した空海港に所在する出入国在留管理官署において、申請者本人が自ら申請してください。ただし、申請者が 16 歳未満である場合や病気その他の理由により自ら申請できない場合は、申請者に同行する父母、配偶者、子又は親族その他の同行者等が代わって申請を行うことができます。

由申請人本人親自於抵達之空港或海港所在地的出入國在留管理機關提出申請。但若申請人未滿 16 歲或因病等原因無法親自申請時，其同行的父母、配偶、子女或親屬等其他同行者可代為申請。

2 申請に必要な書類

2 申請所需文件

(1) 提出書類

(1) 提交文件

ア 外国人入国記録（通常 E/D カードと呼ばれています。航空機内で配布される場合もありますが、空港の場合であれば、航空会社のカウンターや入国審査ブースで入手することができます。）

1 通

外國人入境記錄（通稱為 E/D 卡。有時會在機內發放，若經由機場入境時，亦可於航空公司櫃檯或入境審查櫃檯取得。） 1 份

イ 申告書（身分事項や申請の理由等を記載するもので、空海港に所在する出入国在留管理官署で配布しています。） 1 通

申告書（記載身分事項及申請理由等的文書，於空港或海港所在地的出入國在留管理機關發放。） 1 份

ウ 写真（所持している場合） 2 葉

照片（若持有時） 2 張

エ 庇護を求める理由があることを証明する資料（所持している場合） 1 通

證明尋求庇護之理由的資料（若持有時） 1 份

(2) 提示書類

(2) 出示文件

ア 旅券等の渡航文書（所持している場合）

護照等入境文書（若持有時）

イ 身分を証明する文書（所持している場合）

身分證明文書（若持有時）

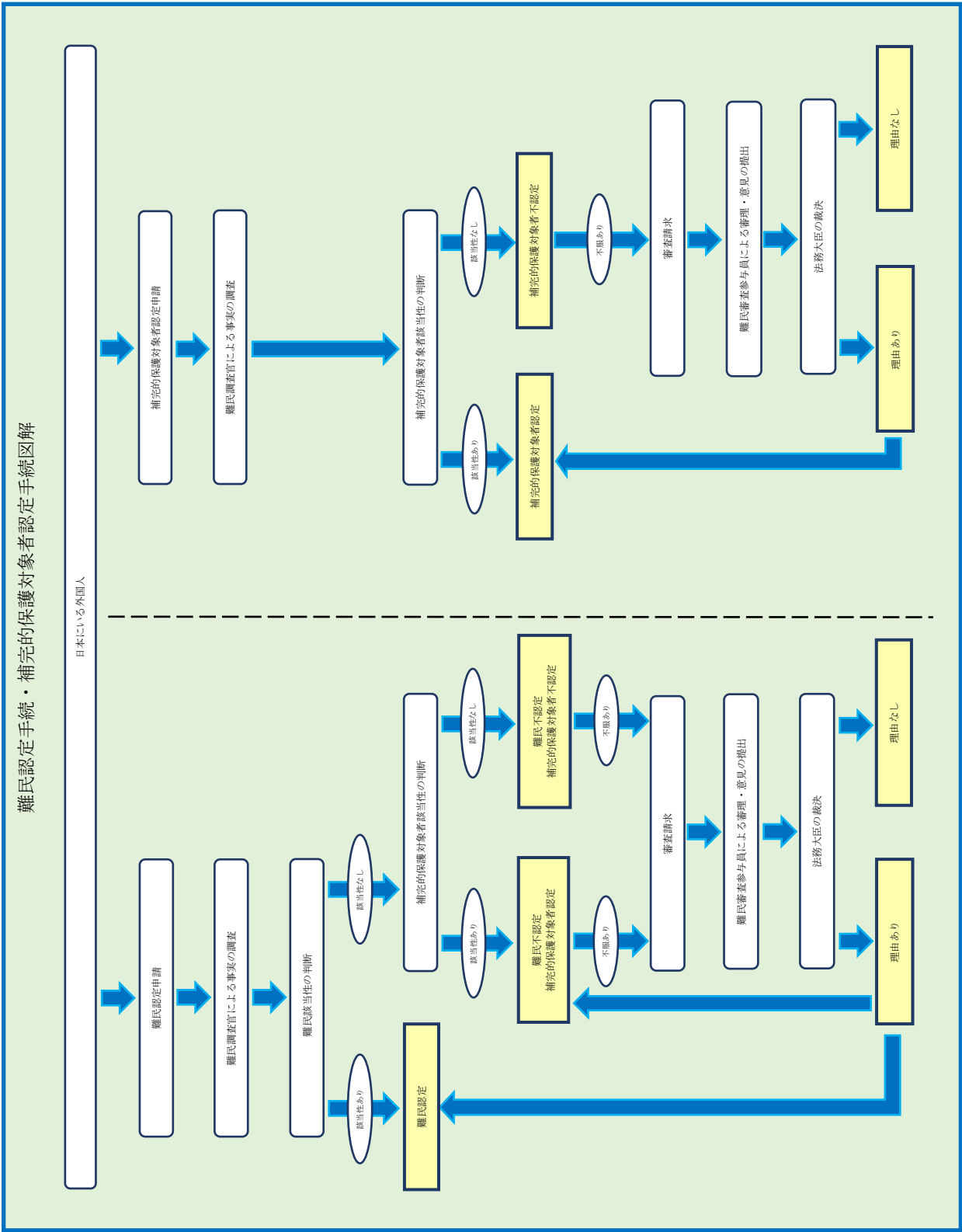
3 一時庇護許可書の交付

3 臨時庇護許可書の核發

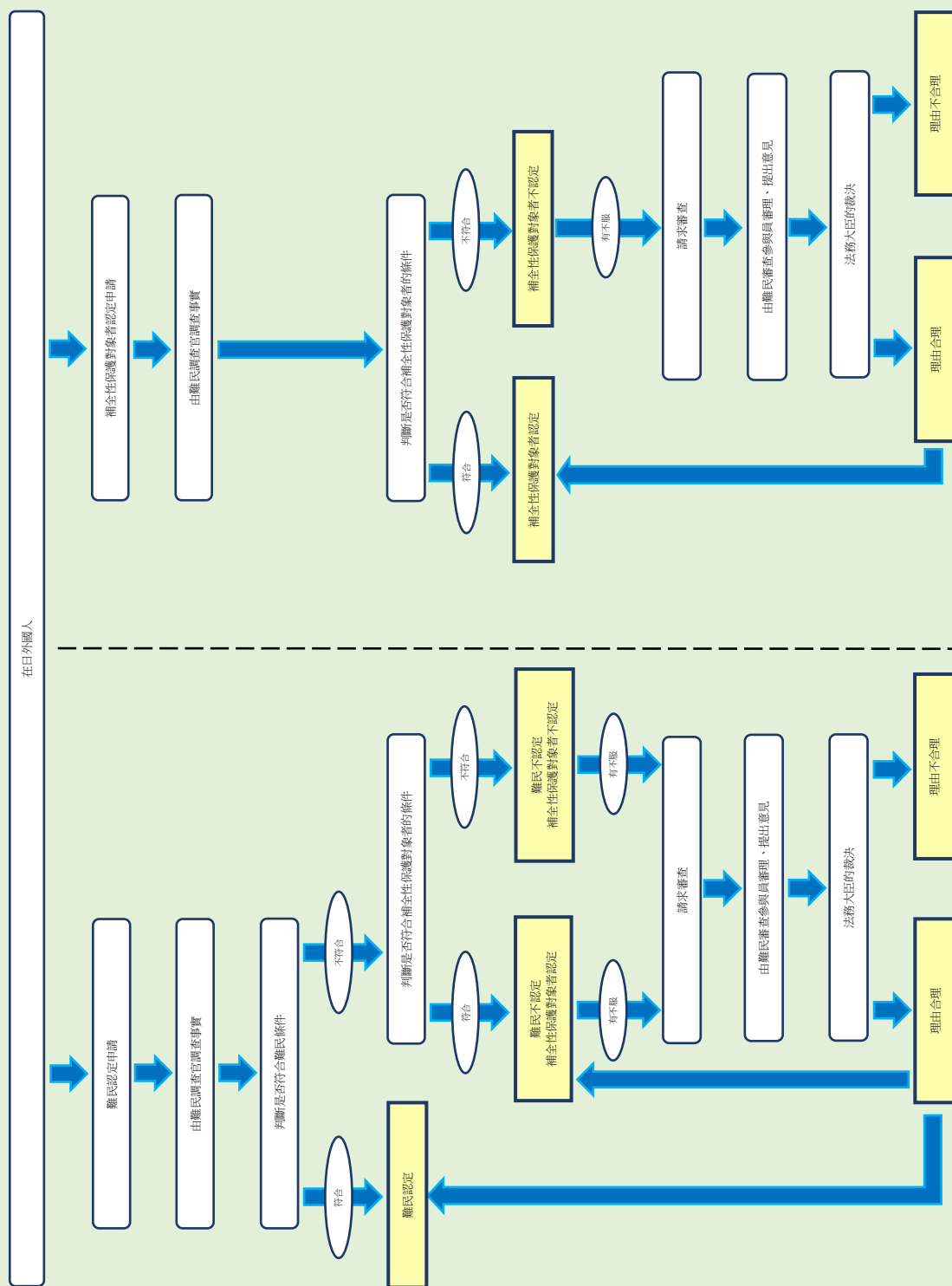
審査の結果、一時庇護のための上陸が許可された場合は、一時庇護許可書が交付されます。同許可書には、上陸期間、住居及び行動範囲等の上陸のための条件が記載されます。

審査後，為臨時庇護的入境許可若經核准，將核發臨時庇護許可書。該許可書上會記載入境期間、住處及行動範圍等入境相關條件。

付録 難民認定手続・補完的保護対象者認定手続図解
 附録 難民認定手続、補全性保護対象者認定手続図解



難民認定手續、補全性保護對象者認定手續圖解



（難民認定申請及び補完的保護対象者認定申請の窓口）

（難民認定申請及び補全性保護対象者認定申請窓口）

札幌出入国在留管理局 札幌出入國在留管理局		審査部門 審査部門
仙台出入国在留管理局 仙台出入國在留管理局		審査第一部門 審査第一部門
東京出入国在留管理局 東京出入國在留管理局		難民調査第一部門 難民調査第一部門
	成田空港支局	審査管理部門
	成田機場分局	審査管理部門
	羽田空港支局	審査管理部門
	羽田機場分局	審査管理部門
	横浜支局	就労・永住審査部門
	横濱分局	就労・永住審査部門
名古屋出入国在留管理局 名古屋出入國在留管理局		難民調査部門 難民調査部門
	中部空港支局	審査管理部門
	中部機場分局	審査管理部門
大阪出入国在留管理局 大阪出入國在留管理局		永住審査部門 永住審査部門
	関西空港支局	審査管理部門
	關西機場部門	審査管理部門
	神戸支局	審査部門
	神戸分局	審査部門
広島出入国在留管理局 廣島出入國在留管理局		就労・永住審査部門 就労・永住審査部門
高松出入国在留管理局 高松出入國在留管理局		審査部門 審査部門
福岡出入国在留管理局 福岡出入國在留管理局		審査管理部門 審査管理部門
	那覇支局	審査部門
	那覇分局	審査部門

(審査請求の窓口)

(請求審査窓口)

札幌出入国在留管理局 札幌出入國在留管理局		審査部門 審査部門
仙台出入国在留管理局 仙台出入國在留管理局		審査第二部門 審査第二部門
東京出入国在留管理局 東京出入國在留管理局		難民審判部門 難民審判部門
	成田空港支局	第二審判部門
	成田機場分局	第二審判部門
	羽田空港支局	審判部門
	羽田機場分局	審判部門
	横浜支局	審判部門
	横濱分局	審判部門
名古屋出入国在留管理局 名古屋出入國在留管理局		難民審判部門 難民審判部門
	中部空港支局	審査管理部門
	中部機場分局	審査管理部門
大阪出入国在留管理局 大阪出入國在留管理局		審判部門 審判部門
	関西空港支局	審判部門
	關西機場部門	審判部門
	神戸支局	審査部門
	神戸分局	審査部門
広島出入国在留管理局 廣島出入國在留管理局		審判部門 審判部門
高松出入国在留管理局 高松出入國在留管理局		審査部門 審査部門
福岡出入国在留管理局 福岡出入國在留管理局		審判部門 審判部門
	那覇支局	審査部門
	那覇分局	審査部門